

令和 8 年 6 月 30 日

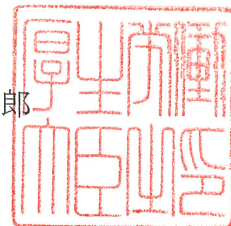
厚生労働省発雇均0629第 1 号

令 和 8 年 6 月 2 9 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、
別紙「中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴
会の意見を求める。

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 特定業種退職金共済契約に係る退職金額等の改定

(1) 退職金額の改定

別表第六に係る特定業種（建設業）に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年一・五パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定する。（別表第六関係）

(2) 掛金納付月数の通算に用いる額の改定

被共済者が特定業種退職金共済制度間を移動し通算の申出をした場合等に、当該被共済者の掛金納付月数の通算に用いる額について、別表第九については、年一・五パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定する。（別表第九関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一条関係）

(2) 退職金に関する経過措置

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に別表第六に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日のある者であって、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、施行日前の日に係る掛金の納付があった月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を勘案して算定するものとする。（附則第三条関係）

(3) その他

その他所要の経過措置を定める。（附則第二条、第四条及び第五条関係）

令和 7 年 3 月 19 日

特定業種退職金共済制度における 退職金額の水準等の検討について

労働政策審議会勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 85 条において検討することとされている、建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の水準等について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討を行った結果は、下記のとおりである。

記

1. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の累積剰余金は、前回の財政検証時（令和元年度末）には約 630 億円であったが、令和 5 年度末には約 871 億円に増加している。
- (2) こうした中で、建退共制度の安定的な運営を確保しつつ、建設労働者の処遇改善や建退共制度の魅力の向上を図る観点から、適切な退職金額の水準を検討する必要がある。
- (3) 以上の点を踏まえ、予定運用利回りを現行の 1.3%から 1.5%に引き上げることが適当である。

※ 予定運用利回りの引上げ実施日以降の退職者については、退職金額算出の複雑化、事務負担の増加等を勘案し、前回の利回り引下げを行った令和 3 年 10 月以降の期間についても引上げ後の新しい利回りを適用することが適当である。
- (4) 予定運用利回りの引上げは、新しい予定運用利回りに対応するためのシステム改修の準備期間等を見込み、令和 8 年 10 月を目途に実施することが適当である。

2. 清酒製造業退職金共済制度

- (1) 清酒製造業退職金共済制度の累積剰余金は、前回の財政検証時には約 25.5 億円であったが、令和 5 年度末には約 24.4 億円に減少している。今後も、累積剰余金は減少していく見込みであるが、引き続き責任準備金を大きく上回ることから、制度の当面の運営に支障は生じないと考えられる。
- (2) 以上の点を踏まえ、現行の予定運用利回り（2.3%）を維持することが適当である。

3. 林業退職金共済制度

- (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共制度」という。）は、前回の財政検証時には累積欠損金が約 7 億円あったが、令和 5 年度には累積欠損金を解消し、累積剰余金が約 1.2 億円となっている。しかしながら、この累積剰余金の水準は、制度の安定的な運営に十分な水準とは言えず、引き続き制度の安定的な運営を図るための対策を講じていくことが必要である。
- (2) 以上の点を踏まえ、現行の予定運用利回り（0.1%）を維持することが適当である。
 - あわせて、制度の安定的な運営を図る観点から、以下のように対応することが適当である。
 - ① 独立行政法人勤労者退職金共済機構の林退共本部における経費及び支部への業務委託費について、それぞれ 500 万円程度削減する措置については継続すること。
 - ② 資産運用については、林退共制度の今後の財政状況等を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構において、制度の安定的な運営を図る観点から適切な資産運用方法を検討し、実施すること。

4. 制度のあり方についての検討

特定業種における国の施策の状況や、経営環境・雇用状況の変化等を踏まえ、特定業種退職金共済制度の魅力を維持しつつ、制度を安定的に持続させていくために、以下のとおり、今後の制度のあり方について検討を行うことが適当である。

- (1) 建設業においては、建設業法の改正等により、労働者の処遇改善や働き方改革への対応、建設キャリアアップシステム（CCUS）を含めた ICT を活用した生産性向上等が進められていること等を踏まえた建退共制度の改善の検討を行うこと。

具体的には、掛金納付における電子申請方式の一層の利用促進を図り、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減等を図るため、電子申請方式の CCUS との連携強化を進めることに加え、電子申請方式を利用する共済契約者へのインセンティブの付与等の方策を検討するとともに、建設技能者の技能レベル等に応じた処遇改善に資するよう、元請や事業主が掛金を上乗せできる複数掛金制度の導入等の制度のあり方についても検討を進め、退職金額の水準の向上等を図ること。

- (2) 林退共制度について、業界の動向や、共済契約者・被共済者及び財政状況の推移等を踏まえ、制度を安定的に持続させていくための今後の制度のあり方について、必要な検討を行うこと。

5. その他

今後、金融・経済情勢の急激な変化により財政状況に大幅な変化が生じた場合等には、必要に応じ、次回の財政検証の時期を柔軟に検討することが適当である。

以 上